

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成29年7月18日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽大柳町1番地1		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 三谷伸銅株式会社 代表取締役 高原 一紀 電話 075-681-3331					
主たる業種	伸銅品製造業				細分類番号	2 3 3 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	エネルギー消費効率の改善、仕損じ、廃棄物排出量の削減を図り、CO2排出量を削減する。						
計画を推進するための体制	社長列席のもと、CA会議・環境管理委員会にて、実施計画の策定、進捗状況を管理推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	8,943.9 トン	8,839.3 トン	8,224.6 トン	8,825.0 トン	-3.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	8,943.9 トン	8,839.3 トン	8,224.6 トン	8,825.0 トン	-3.5 パーセント	
	実績に対する自己評価	年毎の生産品目がそれぞれの生産量が変化することで、温室効果ガスの排出量にも影響を及ぼす。第二計画期間の温室効果ガスの絶対量は、各年度とも基準年以下となった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (製品生産量×1/10)	6.21	5.90	5.77	6.53	-2.31 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	第3年度は基準年度と比較し、絶対量の温室効果ガス排出量は僅かに削減となる数値となった。しかしながら、この計画期間中では原単位当たりの排出量としては基準値より増えた。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		69.0 パーセント	69.0 パーセント	100.0 パーセント	107.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	機器の適正な運転管理に努めた。加工工場2階のエアコンを更新。照明等を高効率機器への代替化。					
	(27)年度	伸線機モーターの更新(直流から交流インバータ) 板工場動力トランス更新(トッピング変圧器)等					
	(28)年度	アルミ工場照明更新(LVD化)、鋳造工場、一線工場照明更新(LED化)等					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	公共の交通機関及び自転車・バイク等での通勤を図っている					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	従来から、近隣居住の社員は、自転車・バイク等での通勤、その他は公共交通機関での通勤を維持している。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	工場外周辺の清掃を1回/月実施しており、歩道沿い花壇の草木の生長を阻害しているゴミ回収している。						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。